



市 章

大津市公報

平 成 27 年 1 月 15 日
号 外 (第 2 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
2	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
消 防 局 訓 令	
1	大津市消防音楽隊規程..... 1
教 育 委 員 会 規 則	
1	大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... 7

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 1月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 2 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第35号」を「第36号」に改め、同条中第35号を第36号とし、第34号を第35号とし、第33号の次に次の1号を加える。

⑶ 一人暮らし高齢者等に係る緊急通報対応及び行方不明高齢者に係る早期発見情報周知業務

第21条の3第3項中「前条第34号及び第35号」を「前条第35号及び第36号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 1 号

大津市消防音楽隊規程を次のように定める。
平成27年 1月15日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

大津市消防音楽隊規程

（設置）

第 1 条 音楽隊の演奏により消防職員の士気向上を図るとともに、市民の防火意識の向上を図ることを目的として消防局に音楽隊を設置する。

（名称）

第 2 条 音楽隊の名称は、大津市消防音楽隊とする。

（組織）

第 3 条 音楽隊は、隊員30人以内をもって組織する。

2 隊員は、消防職員（以下「職員」という。）のうちから消防局長が任命する。

（隊長及び副隊長）

第 4 条 音楽隊に隊長及び副隊長を置く。

2 隊長及び副隊長は、隊員のうちから消防局長が任命する。

3 隊長は、音楽隊を統括し、隊員を指揮監督する。

4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

（隊員の責務）

第 5 条 隊員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

音楽隊の使命を自覚し、演奏技術の向上に努めること。

演奏活動時においては言語、態度、服装等に留意し、音楽隊の品位の保持に努めること。

楽器その他の用具は所定の場所に保管するものとし、その保管及び取扱いについては細心の注意を払い、紛失又は破損に特に留意すること。

(所属長等の義務)

第6条 所属長は、音楽隊の訓練又は演奏があるときは、当該訓練又は演奏に所属の隊員を出席させなければならない。ただし、災害出動その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 隊員以外の職員は、音楽隊の運営に協力するものとする。

(計画)

第7条 隊長は、毎月、音楽隊の訓練及び出動に関し、音楽隊訓練演奏等計画表(様式第1号)を作成し、消防局長の承認を得なければならない。

(出動)

第8条 音楽隊は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、出動するものとする。

本市又は大津市消防局が主催する式典又は行事

前号に規定するもの以外の式典又は行事であって、その内容が音楽隊の設置の目的に合致するものとして消防局長が認めるもの

前2号に掲げるもののほか、音楽隊の出動の必要があるものとして消防局長が認めるもの

2 隊長は、音楽隊の出動結果を音楽隊演奏結果報告書(様式第2号)により消防局長に報告しなければならない。

(欠席の届出)

第9条 隊員は、訓練又は出動を欠席する場合は、所属長の承認を得た上で、音楽隊訓練等欠席届(様式第3号)により隊長に届け出なければならない。

(講師の招へい)

第10条 消防局長は、隊員の演奏技術の向上を図るため必要があると認めるときは、講師を招へいすることができる。

(点検)

第11条 隊員は、楽器その他の用具について、毎月1回以上点検を実施しなければならない。

2 隊員は、前項の点検を実施したときは、消防音楽隊楽器等点検表(様式第4号)に点検の結果を記録するものとする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、音楽隊に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年1月15日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

大津市消防局長 様

大津市消防音楽隊
隊長

年 月音楽隊訓練演奏等計画表

日	曜日	訓練・演奏	時 間	場 所	講師等	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

備考

様式第 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

大津市消防局長 様

大津市消防音楽隊
隊長

音楽隊演奏結果報告書

広 報 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
広 報 場 所			
行 事 名			
主 催 者			
参 加 者			
広 報 対 象 者			
広 報 内 容			
広 報 効 果			
出 動 人 員	所 属 名	出動人員数	欠 席 者
	通信指令課	人	
	北 消 防 署	人	
	志 賀 分 署	人	
	中 消 防 署	人	
	救急出張所	人	
	西 分 署	人	
	南 消 防 署	人	
	南郷出張所	人	
	東 消 防 署	人	
	青山出張所	人	
合 計	人		
カラ－ガード隊	人		
カラ－ガード隊 講 師	人		
講 師			
演 奏 曲 目			

様式第 3 号 (第 9 条関係)

年 月 日

音楽隊訓練等欠席届

大津市消防局長 様

大津市消防局_____

消 防 署_____

職名_____氏名_____ 印

区 分	期 間	理 由
公 休	年 月 日	
私 休		
()		

様式第 4 号 (第 11 条関係)

消防音楽隊楽器等点検表

楽器等の名称	メーカー・規格	番 号	担当者氏名
点検年月日	点検結果	備 考	隊長印

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年 1 月15日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 1 号

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例(平成26年条例第77号)の施行期日は、平成27年 2 月 2 日とする。